

第117回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時

場所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止継続の観点から、本総会につきましては、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mes.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。
- 株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。

目次

第117回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	19
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47

株主の皆様へ

平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆様、及び関係者の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

当期は、前期に引き続き海外プロジェクトの大規模な損失により著しく毀損した財務基盤の回復を急務としております。株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、現在の財務状況を踏まえ、当期の期末配当は無配とさせていただきます。株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

「三井E&Sグループ 事業再生計画」の確実な実行により、財務・収益体質の強化とともに、不採算事業からの撤退や新たな収益の柱となる成長事業の育成などの事業構造の変革を更に推し進め、グループの企業価値向上に向けて、総力を挙げて取り組んでまいります。今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

》企業理念

社会に人に信頼される

ものづくり企業であり続けます

当社グループの事業の中心は、高い技術を基盤に地球環境にやさしく、社会や人に役立つ製品・サービスを提供する「ものづくり」です。その「ものづくり」を通じて社会の発展に寄与することで、社会や人から信頼を勝ち得ることが当社の存在意義・使命です。そして、その信頼なくしては、当社の存続はありえないと考えています。

》経営姿勢

お客様により高い満足を提供します

安全で働き甲斐のある職場を実現します

社会の発展に寄与します

企業永続のために利益を追求します



代表取締役社長CEO 岡 良一

「新型コロナウイルス感染症への対策に関するお知らせ」

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本総会開催における新型コロナウイルス感染症への対策を以下のとおりとさせていただきます。何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

- 1** 5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
なお、議決権行使書（書面）による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、電磁的方法（インターネット等）により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 2** 当日のご来場を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 3** 当日は、会場受付前にて、株主様へのマスク着用及びアルコール消毒の噴霧のお声掛けなどの措置にご協力をお願い申し上げます。また、検温を実施し、株主様の体温を計測させていただき、発熱が確認された場合はご入場をお断りするなどの入場制限をさせていただくことがございます。
- 4** 本総会会場では、株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。また、感染予防のためのその他必要な措置を講ずる場合がございます。
- 5** 本総会に出席する当社役員等及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 6** 本総会においては、議事の時間を短縮し、議場での報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。当日ご出席される株主様におかれましては、事前に招集通知をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

株主各位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役社長 岡 良一

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止継続の観点から、本総会につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、[2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権の行使をいただき](#)、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

敬 具

記

-
- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 議決事項 | 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ **新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、本総会における新型コロナウイルス感染症対策は2頁記載のとおりですので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。**

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶▶▶▶ <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方

会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

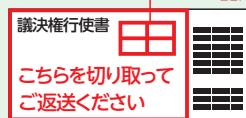
2020年6月25日（木曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない方

郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

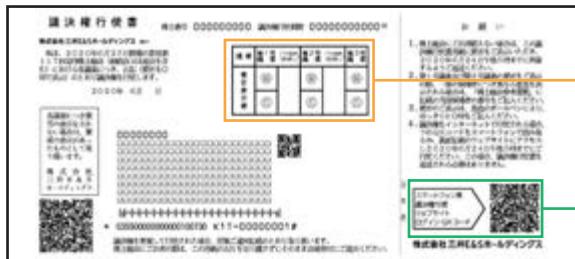
<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印

否認する場合 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合

【第1号議案・第2号議案】

「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※ 「スマート行使」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承願います。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

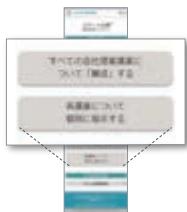
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

☑ パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙裏面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を
クリック

- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用になる新
しいパスワードを設定
してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2019年度 取締役会 出席状況
1	おか りょういち 岡 良一	代表取締役社長 CEO、エンジニアリング事業管理室及び監査部担当	再任	15回／15回 (100%) ※
2	まつばら けいご 松原 圭吾	代表取締役副社長 社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当	再任	15回／15回 (100%) ※
3	たぐち しょういち 田口 昭一	取締役 CISO、CCO、経営企画部、人事総務部及び法務部担当	再任	14回／15回 (93%) ※
4	まつむら たけつね 松村 竹実	経営企画部長	新任	
5	たなか としかず 田中 稔一	社外取締役	再任 社外 独立役員	20回／20回 (100%)
6	はが よしお 芳賀 義雄		新任 社外 独立役員	

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 独立役員候補者

※取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号 1

お か りょう い ち
岡 良一

(1958年10月8日生)

再任



所有する当社の株式数
5,600株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	当社入社	2017年 4月	常務執行役員、機械・システム事業本部長
2005年 7月	機械・システム事業本部機械工場生産計画部長	2017年 6月	取締役
2006年 3月	機械・システム事業本部機械工場品質保証部長	2018年 4月	(株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長
2011年 1月	機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長	2018年 6月	当社取締役退任
2013年11月	機械・システム事業本部テクノサービス事業室サービスセンター長	2019年 4月	社長、現在に至る。 COO、CISO、経営企画部担当
2014年 4月	理事、機械・システム事業本部テクノサービス事業室長	2019年 6月	代表取締役、監査部担当、現在に至る。
2015年 4月	執行役員	2019年11月	エンジニアリング事業管理室担当、現在に至る。
2016年 4月	機械・システム事業本部副事業本部長 (産業機械担当)	2020年 1月	CEO、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械事業における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部長、当社取締役、(株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に加え、当社グループの財務・収益体質の強化及び構造改革を推進するため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2**

まつばら けいご
松原 圭吾

(1955年12月10日生)

再任



所有する当社の株式数
2,300株
取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
15回/15回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 三井物産(株)入社
2007年 4月 同社業務プロセス管理第一部長
2009年 4月 同社財務統括部長
2011年 4月 同社経理部長
2012年 4月 同社執行役員経理部長、CFO補佐
2015年 4月 同社常務執行役員、CFO
2015年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CFO
2017年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CFO

2018年 4月 同社取締役
2018年 6月 同社顧問
2019年 3月 当社顧問
2019年 6月 副社長、社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当、現在に至る。
取締役
2020年 1月 代表取締役、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識、並びに長年従事した財務・経理業務の経験により培われた卓越した専門知識に加え、当社の財務・収益体質の強化のため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 3

たぐち しょういち
田 口 昭 一

(1958年4月9日生)

再任



所有する当社の株式数
4,700株
取締役在任期間
1年
取締役会出席状況
14回/15回
(93%)

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2013年 6月 機械・システム事業本部機械工場長
2014年 4月 理事
2015年 4月 執行役員
2016年 4月 常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）
2017年 10月 玉野事業所総務部長
2018年 3月 ㈱三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長

2018年 12月 当社人事総務部玉野総合事務所長
2019年 6月 取締役、CISO、CCO、経営企画部、人事総務部及び法務部担当、現在に至る。
技術統括部担当
2020年 3月 三井海洋開発㈱取締役、現在に至る。
2020年 4月 ㈱三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井海洋開発㈱取締役
㈱三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

機械事業における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部機械工場長、事業所長、㈱三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

まつむら たけつね
松村 竹実

(1967年5月25日生)

新任



所有する当社の株式数
2,000株

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2005年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部主管
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長兼IR室主管

2018年 3月 三井海洋開発㈱取締役
2019年 3月 当社経営企画部長、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

船舶事業、及び経営企画業務分野における卓越した見識、並びに三井海洋開発㈱取締役、当社経営企画部長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

た な か と し か ず
田 中 稔 一

(1945年2月7日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
2,000株
社外取締役在任期間
5年
取締役会出席状況
20回/20回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月 東洋高圧工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社
1999年 6月 三井化学(株)取締役、基礎化学品事業本部フ
ェノール事業部長
2003年 6月 同社常務取締役、基礎化学品事業グループ
副事業グループ長
2004年 6月 同社基礎化学品事業グループ長
2005年 6月 同社代表取締役副社長、基礎化学品事業グ
ループ長
2007年 4月 同社基礎化学品事業本部、経営企画部、グ
ループ経営推進部、支店及び海外統括会社
担当

2009年 6月 同社代表取締役社長
2014年 4月 同社取締役
2014年 6月 同社相談役
2015年 6月 当社社外取締役、現在に至る。
2018年 6月 三井化学(株)顧問、現在に至る。
2020年 6月 同社名誉顧問就任予定

重要な兼職の状況

三井化学(株)名誉顧問

社外取締役候補者とした理由

長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、田中稔一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（18頁をご参照ください。）（以下「独立性基準等」という）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

なお、田中稔一氏が現在顧問を務め、過去において業務執行者であった三井化学(株)の間には、プラント関連の部品及び材料等の販売並びに仕入等に関する取引関係が存在しています。直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満ですが、当社グループの同社に対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は2.0%超2.5%未満であるため、同社は独立性基準等における当社の主要な取引先に該当すると判断しております。しかしながら、同氏は、2014年6月に同社の取締役を退任し、以後は業務を執行しない相談役又は顧問を務めており、2020年6月以降も業務を執行しない名誉顧問に就任予定であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。なお、当社100%出資の子会社である(株)三井E&Sエンジニアリングは、同社との共同事業における金融機関からの借入金に関して、2020年3月31日現在において10億89百万円の債務保証を行っております。

田中稔一氏が現在顧問を務め、過去において業務執行者であった三井化学(株)株式を、当社は2019年3月31日時点では保有しておりましたが、2019年度中に全て売却し、2020年3月31日時点においては保有していません。

候補者番号 6

は が よ し お
芳賀 義雄

(1949年12月24日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴

- | | | | |
|----------|--|----------|---|
| 1974年 4月 | 十條製紙(株)入社 | 2007年 6月 | 同社取締役企画本部長 |
| 1995年 7月 | 日本製紙(株)石巻工場原質部長 | 2008年 5月 | 日本製紙連合会会長 |
| 2002年 6月 | 同社参与小松島工場長 | 2008年 6月 | (株)日本製紙グループ本社代表取締役社長、
日本製紙(株)代表取締役社長 |
| 2005年 6月 | 同社取締役企画本部長、経営企画部長、
(株)日本製紙グループ本社取締役 | 2013年 4月 | 日本製紙(株)代表取締役社長、社長執行役員 |
| 2006年 4月 | 日本製紙(株)常務取締役企画本部長 | 2014年 6月 | 同社代表取締役会長 |
| 2006年 6月 | (株)日本製紙グループ本社取締役 | 2019年 6月 | 同社特別顧問、現在に至る。 |

重要な兼職の状況

日本製紙(株)特別顧問

社外取締役候補者とした理由

長年、大手製紙会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

本議案をご承認いただいた場合には、当社は、芳賀義雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

独立性に関する事項

芳賀義雄氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（18頁をご参照ください。）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役平岩隆弘、遠藤 修、田中浩一の各氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	候補者属性	2019年度 監査役会 出席状況	2019年度 取締役会 出席状況
1	しお み ゆう いち 塩見 裕一		新任		
2	た なか こう いち 田中 浩一	社外監査役	再任 社外 独立役員	14回/14回 (100%)	20回/20回 (100%)
3	うえ の せい いち 上野 誠一		新任 社外 独立役員		

新任 新任監査役候補者

再任 再任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立役員 独立役員候補者

候補者番号 1

し お み ゆ う い ち

塩見 裕一

(1958年10月20日生)

新任



所有する当社の株式数
2,000株

略歴、当社における地位

1982年 4月 当社入社
2010年 4月 玉野事業所経理部長
2013年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管
2014年 4月 理事、財務経理部長
2015年 4月 執行役員
2017年 4月 常務執行役員、CFO、IR室担当

2017年 6月 取締役
2019年 6月 ㈱三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長
2020年 4月 同社取締役、現在に至る。
2020年 6月 同社取締役退任予定

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

財務経理部門における卓越した見識、並びに財務経理部長、CFO、㈱三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長等としての実績及びその経験により当社の実情に通じていることを活かし、また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに監査役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 2

た な か こ う い ち
田 中 浩 一

(1955年10月21日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
3,600株
社外監査役在任期間
4年
取締役会出席状況
20回/20回
(100%)
監査役会出席状況
14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位

1980年 4月 三井物産(株)入社
2003年10月 同社財務部長
2006年 4月 同社総合資金部長
2009年 4月 同社セグメント経理部長
2010年 4月 同社執行役員、セグメント経理部長
2011年 4月 同社執行役員、CFO補佐、セグメント経理部長
2012年 4月 同社常務執行役員、CCO
2012年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CCO

2014年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CCO
2015年 4月 同社取締役
2015年 6月 同社顧問
AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役、現在に至る。
2016年 6月 当社社外監査役、現在に至る。
2018年 6月 (株)ホンダトレーディング社外監査役、現在に至る。

重要な兼職の状況

AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役
(株)ホンダトレーディング社外監査役

社外監査役候補者とした理由

主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を活かし、また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、田中浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

田中浩一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（18頁をご参照ください。）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

なお、田中浩一氏が過去において業務執行者であった三井物産(株)の間には、機器類の販売及び仕入等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結収益に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は1%未満であり、社外監査役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

田中浩一氏が過去において業務執行者であった三井物産(株)株式を、当社は2019年3月31日時点では保有しておりましたが、2019年度中に全て売却し、2020年3月31日時点においては保有していません。

候補者番号 3

うえの せいいち
上野 誠一

(1957年6月14日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
0株

略歴

1981年 4月 ㈱三井銀行入行
2007年 4月 ㈱三井住友銀行本店営業第六部長
2010年 4月 同行執行役員、企業審査部長
2012年 4月 同行常務執行役員
2013年 5月 三井住友カード㈱常務執行役員、信用管理
本部長

2014年 4月 同社専務執行役員、現在に至る。
2017年 6月 同社代表取締役
2020年 3月 同社代表取締役退任
2020年 6月 同社専務執行役員退任予定

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外監査役候補者とした理由

金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向や経営全般に関する豊富な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

本議案をご承認いただいた場合には、当社は、上野誠一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

独立性に関する事項

上野誠一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（18頁をご参照ください。）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

なお、上野誠一氏が過去において業務執行者であった㈱三井住友銀行との間には、2020年3月31日現在296億9千万円の借入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有していますが、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出していません。また、同氏が現在、業務執行者である三井住友カード㈱との間には、カード利用料の支払い等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の営業収益に占める割合は0.1%未満であり、また、直近の事業年度において当社グループの同社に対する売上はないため、社外監査役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

上野誠一氏が過去において業務執行者であった㈱三井住友銀行及び同氏が現在、業務執行者である三井住友カード㈱の親会社である㈱三井住友フィナンシャルグループ株式を、当社は2019年3月31日時点では保有しておりましたが、2019年度中に全て売却し、2020年3月31日時点においては保有していません。

第3号議案 補欠監査役 1 名選任の件

2016年6月28日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された竹之内明氏の選任の効力が、本総会の開始の時をもって失効することに伴い、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、本総会にて改めて補欠監査役 1 名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

たけのうち あきら

竹之内 明

(1947年5月26日生)

再任

社外

独立役員

略歴

1979年 4月 東京弁護士会弁護士登録、辻誠法律事務所入所、現在に至る。
2002年 6月 アルプス電気(株)社外監査役
アルプス物流(株)社外監査役

2011年 4月 東京弁護士会会長
日本弁護士連合会副会長
2014年 6月 (株)アマダ社外監査役、現在に至る。
2015年 6月 公益社団法人吉田育英会監事、現在に至る。

重要な兼職の状況

辻誠法律事務所弁護士
(株)アマダ社外監査役
公益社団法人吉田育英会監事

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての長年の豊富な実務経験・専門性、並びに日本弁護士連合会副会長等を歴任後に上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査をしていただけるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、また、上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

竹之内明氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

独立性に関する事項

竹之内明氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員員の独立性基準」(18頁をご参照ください。)を満たしており、同氏が当社の社外監査役に就任することとなった場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

所有する当社の株式数 0株

<ご参考1>当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、任意の人事諮問委員会を設置し、同委員会が取締役の選任基準及び選任案の確認を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の確認を経た後、取締役候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査役候補者の選任議案については監査役会の同意を得た上で、取締役会に付議いたします。同委員会は、社長、社長が任命する取締役1名及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、社長を委員長としています。

<ご参考2>社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルスの流行に伴い、各国の経済活動自粛要請などの影響で景気が急減速している状況にあります。米国では、良好な雇用・所得環境を背景に景気の回復が続いておりましたが、米中貿易摩擦問題に加えて新型コロナウイルスの感染拡大による国家非常事態宣言の影響などにより企業活動の停滞・労働市場の悪化が景気後退リスクとなっております。欧州でも、雇用・所得環境の改善で景気が持ち直しておりましたが、英国のEU離脱問題に加えて新型コロナウイルス感染拡大によるサービス業や個人消費の腰折れが懸念されております。アジア諸国でも、中国における工場の操業停止や外出自粛などによる景気の下振れに伴い、周辺国への景気鈍化の影響も懸念されております。国内経済においても、景気の先行き不安による株価下落・円高などの金融市場の混乱が見られることに加えて政府の緊急事態宣言に伴う外出自粛や休業などにより消費者マインド・経済活動が委縮するなど、新型コロナウイルスの影響による景気悪化の懸念が高まっております。

このような状況下、当社グループは、「2017年度中期経営計画（17中計）」（2017年4月から2020年3月までの経営計画）の最終年度にあたり、当社グループが目指す将来像や方向性、2025年度までの今後の7年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」の達成に向けて、「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域に注力し、「経営基盤の深化」と「グループ経営の深化」を進めているところであります。

しかしながら、エンジニアリング事業の海外EPC（設計・調達・建設）プロジェクトにおいて、大規模な損失が連続して発生したため、当社グループの財務基盤は著しく毀損し、自己資本の回復と資金の確保が急務となりました。そのため、2019年5月に新たに「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」を策定し、2019年4月から2023年3月までを事業再生計画期間として、財務基盤の健全化に向け、財務・収益体質の強化、及び事業構造の変革を推し進めております。

なお、事業再生計画については、第2四半期連結会計期間に発生したインドネシアにおける火力発電所土木建築工事の追加損失を受け、2019年11月に資産売却や固定費削減など必要な施策を拡大、加速する等、一部見直しを行いました。その結果、資金の確保に関しては一定の目途が付けられる状況に至りました。また、グループ事業の再編成により、グループの総合力発揮を加速することで、この難局を乗り越え、引き続きグループの企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

売上高

7,865億円
(前期比 19.8%増)

営業損益

△621億円

経常損益

△605億円

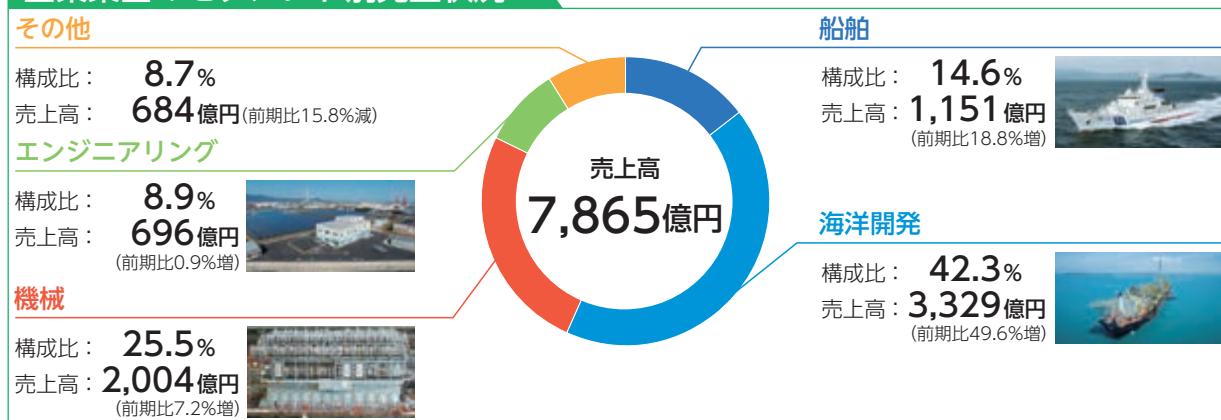
親会社株主に帰属する
当期純損益

△862億円

当期の連結受注高は、子会社の三井海洋開発株式会社が大型プロジェクトを受注したことなどから、前期と比べて2,867億円増加の9,968億円となりました。

売上高は、海洋開発部門の進行基準工事売上高が増加したことに加えて船舶、機械部門で増収となったことなどにより、前期と比べて1,300億円増加の7,865億円となりました。営業損益は、船舶、機械及びエンジニアリング部門で改善や損失の減少がみられた一方で、海洋開発部門の三井海洋開発株式会社が海外プロジェクトにおいて損失を計上したことなどにより、前期と比べて24億円悪化の621億円の損失となりました。経常損益は、営業損失の計上に加えて持分法投資利益が減少したことなどにより、前期と比べて100億円悪化の605億円の損失となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、税金等調整前当期純損失の計上に加えて非支配株主持分利益が減少したことなどにより、前期と比べて166億円悪化の862億円の損失となりました。

企業集団のセグメント別売上状況



▶ 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区分	主要営業品目
船舶	船舶、艦艇、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、橋梁、港湾関連構造物、誘導加熱装置
エンジニアリング	再生可能エネルギー発電プラント、発電事業、海外土木・建築工事全般、ごみ処理プラント、水処理プラント、資源リサイクルプラント、PCB廃棄物処理施設
その他	陸上用ディーゼル発電プラント、情報・通信関連機器、システム開発

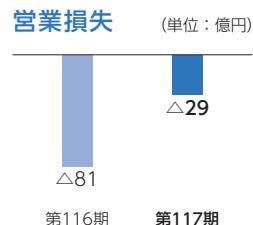
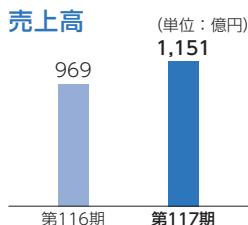
船舶部門



2019年度の取り組み

- 自動操船化技術の向上や船主のニーズを喚起する新しいガス燃料船などの新船型の開発を推進
- 継続的な発注が見込まれる艦船や官公庁船、漁業取締船などの特殊船舶をターゲットに積極的な受注活動を展開
- 中国における造船事業合併会社（江蘇揚子三井造船有限公司）の事業運営を開始
- 千葉工場における造船事業の終了（2021年3月末予定）を決定。リソースを再配置し収益性の向上を図る

連結の受注高は、新造商船の受注が模様眺めで低調に終わったこと等により、前期と比べて445億円減少の687億円となりました。売上高は、これまでの造船市況低迷期に受注を抑制した影響で年間計画操業量を抑えたものの、防衛省向け艦船を含む官公庁船等において増加したことにより、前期と比べて182億円増加の1,151億円となりました。営業損益は、従来から進めているコスト改善施策が奏功し、前期と比べて53億円改善の29億円の損失となりました。



TOPICS 音響測定艦「あき」命名・進水式挙行

2020年1月15日、三井E&S造船(株)玉野艦船工場において、防衛省向け音響測定艦の命名・進水式が挙行され、海上自衛隊呉地方総監により「あき」と命名され、支綱切断が行われました。

本艦は、同社にて建造した「ひびき」型音響測定艦の1番艦「ひびき」、2番艦「はりま」に続く3番艦となります。

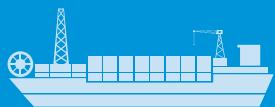
本艦の特徴としては、サータス（SURTASS：水上艦用曳航ソナー・システム）装置一式を装備し、海洋における情報収集を任務としており、その任務に最適なSWATH船（Small Waterplane-Area Twin Hull：小水線面積双胴船）型を採用していることが挙げられます。

今後、同社にて岸壁における艀装工事、海上試験を行い、2021年3月に引渡し予定となっております。



音響測定艦「あき」

海洋開発部門

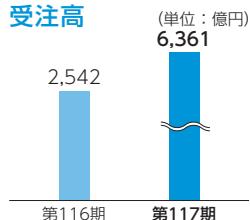


2019年度の取り組み

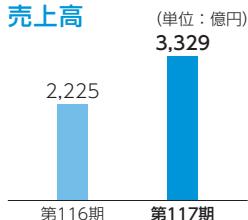
- 三井E&S造船(株)と共同で次世代FPSO用新造船体「MODEC NOAH」を開発、新規受注に向け営業開始
- ブラジル及びオーストラリア向けに3件のFPSOプロジェクトを受注
- メキシコ向けFPSO建造工事及びブラジルでのFPSO撤去作業で損失発生。損失の最小化に向け対応

連結の受注高は、大型チャータープロジェクトの新規受注、既存プロジェクトの仕様変更及びオペレーションサービス等により、前期と比べて3,819億円増加の6,361億円となりました。売上高は、FPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）建造工事の進捗等により、前期と比べて1,104億円増加の3,329億円となり、営業損益は、FPSO建造工事において見積もりを上回った費用に対する引当金を計上したことなどにより、前期の149億円の利益から49億円の損失となりました。

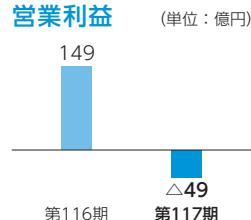
受注高



売上高



営業利益



TOPICS 子会社の三井海洋開発(株)が5基のFPSOを受注(※)

当社子会社の三井海洋開発(株)は、顧客である世界各国の石油会社から寄せられる大きな信頼と期待を背景に、5基のFPSOを受注するなど、業界におけるトップとしての地位を確立しつつあります。特に、世界のスーパーメジャーの1社である米国のコノコフィリップス社の子会社よりオーストラリア沖パロウサ鉱区向け大型ガスFPSO案件を受注したことは、ガスマーケットへの本格参入を進める三井海洋開発(株)の戦略を具体的に実現した成果と言えます。また、オーストラリアのエネルギー大手であるウッドサイドエナジー社より同社が受注したのは、西アフリカ・セネガル沖初の海洋油田開発プロジェクト向けの記念すべきFPSOです。さらに、その他の3基は、ブラジル沖海洋開発向けのFPSO案件であり、ブラジル市場での同社の圧倒的存在感を印象付ける成果となりました。

※一部2020年度受注分を含みます。



三井海洋開発(株)が受注したパロウサ鉱区向け大型ガスFPSOの完成予想イラスト

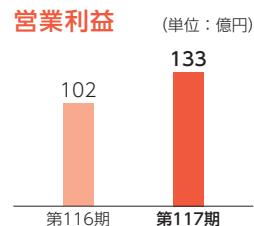
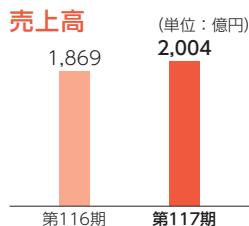
機械部門



2019年度の取り組み

- NOx三次規制対応機関を含め、大型船用ディーゼル機関 200基（367万馬力）を生産
- SOx規制及び温室効果ガス削減に対応したガス燃料船用ディーゼル機関の設備投資を継続的に実施
- L S S事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）の積極的な営業展開により事業拡大
- 東南アジアに加え、アフリカ、ヨーロッパ地域向けに複数の大型コンテナクレーンを受注

連結の受注高は、船用ディーゼル機関、コンテナクレーン及びアフターサービス事業などが堅調に推移したことにより、前期と比べて69億円増加の1,923億円となりました。売上高は、船用ディーゼル機関や各種産業機械の引渡しが増えたこと及びアフターサービス事業などの増加により、前期と比べて135億円増加の2,004億円となり、営業利益は、アフターサービス事業の好調などにより、前期と比べて31億円増加の133億円となりました。



TOPICS スウェーデン向け港湾荷役用クレーンを受注

㈱三井E&Sマシナリーはトルコ共和国のYilport Holding Inc.よりスウェーデン王国ガブレ港向けにポーターナ（岸壁用ガントリークレーン）3基を受注しました。

ガブレ港はスウェーデン中央部に位置し、スウェーデンの良質な鋼材の輸出が盛んな港であり、今回の設備投資によりコンテナ荷役量の増加が望めるターミナルとなります。

ガブレ港に納入するポーターナはコンテナ22列対応で、14,000個積コンテナ船に対応可能な大きさで、トラック位置検出機能を装備するとともに半自動荷役機能も搭載した最新鋭のクレーンとなります。

本受注は、同社にとってヨーロッパにおける初めてのポーターナの受注となり、今後もこの実績をもとにヨーロッパでの事業展開を拡大していくことを目指していきます。



スウェーデン王国ガブレ港

エンジニアリング部門



2019年度の取り組み

- インドネシア向け火力発電所土木建築工事にて追加損失発生。外部専門家を交えてコストの見直しを実施、工事進行に向けて注力
- 三井E&S環境エンジニアリング(株)へ環境関連事業を事業譲渡し、環境事業を当該会社へ集約
- 米国向け低密度ポリエチレンプラント（ルイジアナ州レイクチャールズ）の完成、引渡し
- 事業構造改革を推進し、子会社や事業の売却を実施。また、新規のバイオマス発電及び風力発電の建設事業からの撤退も決定

連結の受注高は、事業再生計画に伴いバイオマス・風力発電案件の新規受注を控えた影響及び前期に国内石油化学プラント大型工事の受注があったこと等から、前期と比べて107億円減少の482億円となりました。売上高は、風力発電などの大型工事が終了したものの、子会社で化学プラントの建設工事が進捗したことから、前期と比べて6億円増加の696億円となり、営業損益は、前期に引き続きインドネシア向けの火力発電所土木建築工事での大幅な損失計上等があったものの、損失額は減少し、前期と比べて82億円改善の714億円の損失となりました。

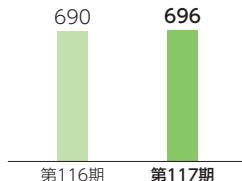
受注高

(単位：億円)



売上高

(単位：億円)



営業損失

(単位：億円)



TOPICS 愛媛県西条市のひうちクリーンセンター竣工

三井E&S環境エンジニアリング(株) (株三井E&Sエンジニアリングの100%出資会社) が、愛媛県西条市より受注した西条市ひうちクリーンセンターが2020年3月に竣工しました。

本施設は、同市が運営するし尿処理施設の老朽化と処理量・質の変動に対応するため、新しい施設を整備したものであり、廃棄物を安全かつ衛生的に処理し、汚泥の助燃剤化により廃棄物を資源化するなど、環境にやさしい施設です。

同社は先端技術とソリューションを通じて、地域社会と共生し、持続可能な社会の形成と環境保全に貢献します。



西条市ひうちクリーンセンター

その他部門



連結の受注高は、陸上用ディーゼル発電プラントの減少等により、前期と比べて469億円減少の515億円に、売上高は、前期と比べて129億円減少の684億円に、営業利益は、前期と比べて8億円増加の38億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分	受注高	売上高	受注残高
船 舶	68,698	115,111	97,467
海 洋 開 発	636,103	332,898	1,380,808
機 械	192,272	200,449	150,960
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	48,228	69,621	74,052
そ の 他	51,545	68,396	117,054
計	996,848	786,477	1,820,343

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は156億円であり、その主な内容は、子会社における船用ディーゼル機関の環境規制に対応する設備の拡張工事、次世代F P S O用新造船体設計及び情報システムの整備費用などであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、短期借入金365億円、長期借入金23億円などの調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、社債の償還、運転資金等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況

1 当社の主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	29,690百万円
三井住友信託銀行株式会社	20,378
株式会社みずほ銀行	10,366

2 三井海洋開発株式会社の主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	18,790百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,355
株式会社みずほ銀行	1,917

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期 (2016年度)	第115期 (2017年度)	第116期 (2018年度)	第117期 (2019年度)
受 注 高 (百万円)	516,577	1,160,662	710,127	996,848
売 上 高 (百万円)	731,464	703,216	656,504	786,477
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	8,304	△5,224	△59,703	△ 62,079
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	14,859	3,061	△50,502	△ 60,457
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	12,194	△10,137	△69,599	△ 86,210
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	150.87	△125.42	△861.09	△ 1,066.47
総 資 産 (百万円)	1,096,735	1,029,222	999,100	840,380
純 資 産 (百万円)	367,608	356,837	280,239	105,355
1株当たり純資産 (円)	3,097.79	2,958.83	1,973.91	796.36

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、エンジニアリング事業の海外大型EPCプロジェクトの損失により、財務基盤が大きく毀損したことから、この回復を急務としております。また、造船事業やエンジニアリング事業など既存事業の収益も悪化しており、不採算事業からの撤退や新たな収益の柱となる成長事業の育成が必要と考えております。このような状況のもと、当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼回復に向け「三井E&Sグループ 事業再生計画」を定め、財務体質及び収益体質の強化並びに事業構造の変革を目指し、総力を挙げて取り組んでおります。

(財務体質及び収益体質の強化)

事業、資産の売却を実行した結果、資金の確保に関しては一定の目途が付けられる状況に至りました。今後、固定費の削減、不採算事業の整理・撤退により利益率の改善を進め、さらに事業構造の変革を推進することにより、財務体質及び収益体質の強化を図ります。

(事業構造の変革)

「MES Group 2025 Vision」の「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域から、機械事業、海洋事業を注力事業と位置付け、グループ内の連携を強化いたします。また、造船事業、社会インフラ事業は、グループ外企業との協業・連携により成長を目指します。具体的な施策は次のとおりです。

i. 機械事業、海洋事業の強化

グループ内の事業再編に伴う人員再配置と並行し、研究開発部門、アフターサービス部門については、人材リソースの強化を進めております。今後は船用推進システム全般への拡張、LSS事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）の強化、海外への事業展開による収益力強化を図っていきます。

ii. 造船事業、社会インフラ事業の再編

造船事業は、千葉工場における商船新造事業からは撤退し、玉野艦船工場における艦艇・官公庁船の建造及び修繕を主体とした事業と、商船を対象としたエンジニアリングと委託建造事業にポートフォリオを変革していきます。

社会インフラ事業は、橋梁等の建設事業のリソースを集約し、協業による競争力の強化と市場規模の拡大を図っていきます。

iii. エンジニアリング事業の再編

社長直下にエンジニアリング事業管理室を設立し、エンジニアリング事業のガバナンス体制の再構築を進め、既受注の発電土木プロジェクトの遂行と収益改善を進めています。また、化学・発電プラント等のエンジニアリング事業の整理とそれらの事業に関連する人員の再配置を進めております。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三井E&S造船株式会社	100 百 万 円	100.0%	船舶、艦艇、エアクッション艇、及び関連機器・装置などの設計、製作、建造、エンジニアリング、修理・保守業務、建設・据付など
株式会社三井E&Sマシナリー	2,020 百 万 円	100.0	船用ディーゼル機関、各種産業機械、運搬機、インフラ設備の製作、据付、アフターサービスなど
株式会社三井E&Sエンジニアリング	100 百 万 円	100.0	プラントなどの設計、調達、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務など
三井海洋開発株式会社	30,122 百 万 円	50.1	FPSOの設計、建造、リース、操業及び保守点検
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.2	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	160 百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百 万 円	100.0	システムの開発、販売

- (注) 1. 三井E&S造船株式会社は、2020年3月1日付で資本金を2,020百万円から100百万円に減資しております。
 2. 株式会社三井E&Sエンジニアリングは、2020年2月1日付で資本金を2,020百万円から100百万円に減資しております。
 3. 昭和飛行機工業株式会社につきましては、ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピーによる同社株式に対する公開買付けに応募し、当社の保有株式（間接所有分含む）の全てを譲渡したことから、重要な子会社から除外しております。
 4. DKK…デンマーククローネ
 5. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
 6. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む計87社であり、持分法適用関連会社は47社であります。
 7. 議決権比率は小数第2位以下を四捨五入して表示しております。

(8) 主要拠点等 (2020年3月31日現在)

1 当社

株式会社三井E&Sホールディングス	東京都中央区
-------------------	--------

2 子会社

三井E&S造船株式会社	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、千葉県市原市
株式会社三井E&Sマシナリー	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、大分県大分市
株式会社三井E&Sエンジニアリング	(本社) 千葉県千葉市
三井海洋開発株式会社	(本社) 東京都中央区
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク国
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(注) 昭和飛行機工業株式会社につきましては、ピーシーピーイー プラネット ケイマン エルピーによる同社株式に対する公開買付けに応募し、当社の保有株式(間接所有分含む)の全てを譲渡したことから、子会社から除外しております。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

1 企業集団の従業員数

部 門	従業員数
船	2,506名
海 洋 開 発	4,363
機 械	3,393
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	1,205
そ の 他	1,810
全 社 (共 通)	131
合 計	13,408

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

2 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
131名	13名減少	47.1歳	14.8年

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- イ. 当社は、保有していた昭和飛行機工業株式会社の全株式（間接所有分を含む）について、2020年1月23日付で、ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピーが実施した公開買付けに応募し、2020年3月17日付で、同社に譲渡しました。
- ロ. 当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sエンジニアリングは、同社が保有していた同社子会社の三井E&Sプラントエンジニアリング株式会社の全株式について、2019年12月24日付で、JFEエンジニアリング株式会社と株式譲渡契約を締結し、2020年3月31日付で、同社に譲渡しました。
- ハ. 当社は、2020年3月31日付で、三井不動産株式会社に太陽光発電事業を譲渡しました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、保有している株式会社三井E&S鉄構エンジニアリングの株式の70%分について、2020年5月13日付で、三井住友建設株式会社に譲渡する旨の基本合意書を締結しました。

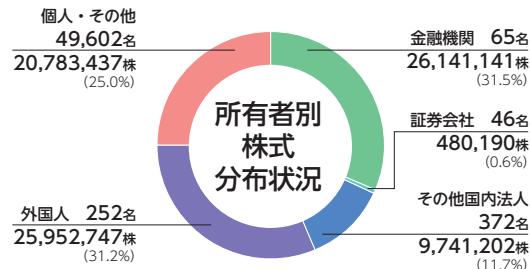
2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 150,000,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 83,098,717株
(資本金の額 44,384,954,321円)

3 株主数 50,337名

4 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,694 千株	5.80 %
PICTET AND CIE (EUROPE) S.A.	3,861	4.77
今治造船株式会社	2,900	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,754	3.40
三井物産株式会社	2,550	3.15
株式会社百十四銀行	2,546	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,331	2.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,219	2.74
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,744	2.15
大樹生命保険株式会社	1,600	1.97

- (注) 1. 当社は、2,259,772株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	(CEO、エンジニアリング事業管理室及び監査部担当)	岡 良 一	—
代表取締役副社長	(社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当)	松 原 圭 吾	—
取締役	(CISO、CCO、経営企画部、技術統括部、人事総務部及び法務部担当)	田 口 昭 一	三井海洋開発(株)取締役 昭和飛行機工業(株)取締役
取締役		古 賀 哲 郎	三井E&S造船(株)代表取締役社長
取締役		高 橋 岳 之	(株)三井E&Sマシナリー 代表取締役社長
取締役		得 丸 茂	(株)三井E&Sエンジニア リング代表取締役社長
取締役		香 西 勇 治	三井海洋開発(株)代表取締役社長
取締役		田 中 孝 雄	—
取締役		徳 久 徹	—
取締役		田 中 稔 一	三井化学(株)顧問
常勤監査役		平 岩 隆 弘	—
常勤監査役		樋 口 浩 毅	—
監査役		遠 藤 修	(株)GM INVESTMENTS 監査役 (株)守谷商会監査役
監査役		田 中 浩 一	AIGジャパン・ホールディ ングス(株)社外取締役 (株)ホンダトレーディング社外監査役

- (注) 1. CEO：最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
 2. CFO：財務統括責任者 (Chief Financial Officer)
 3. CISO：情報セキュリティ統括責任者 (Chief Information Security Officer)
 4. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者 (Chief Compliance Officer)
 5. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一は、社外取締役であります。
 6. 監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、社外監査役であります。

7. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
岡 良 一	代表取締役社長 COO、監査部担当	代表取締役社長 COO、エンジニアリング事業管理室及び 監査部担当	2019年11月11日
	代表取締役社長 COO、エンジニアリング事業管理室及び 監査部担当	代表取締役社長 CEO、エンジニアリング事業管理室及び 監査部担当	2020年1月1日
松 原 圭 吾	取締役副社長 社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当	代表取締役副社長 社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当	2020年1月1日
田 中 孝 雄	代表取締役会長 CEO	取締役	2020年1月1日

(注) COO：最高執行責任者（Chief Operating Officer）

8. 当事業年度中における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
田 口 昭 一	三井海洋開発(株)	取締役	2020年3月19日就任
	昭和飛行機工業(株)	取締役	2020年3月31日退任

9. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。
11. 当社は、取締役徳久 徹及び取締役田中稔一並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、全社の業績を反映するなど取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としております。その内容は役位別に定める額を基準とした月例報酬、株価連動報酬及び連結業績と連動する利益連動報酬から構成されております。また、監査役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役等の報酬を参考として、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置し、同委員会にて取締役の報酬決定に関する方針や報酬制度に関する審議・答申を行い、また報酬水準や報酬決定の指標などが答申に則っているかの確認を行い、これを踏まえ、社長は報酬制度及び報酬決定の指標等を取締役会に付議しております。同委員会は、独立社外取締役2名、社長及び社長が任命する代表取締役の計4名で構成され、独立社外取締役を委員長としております。

□. 取締役及び監査役の報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2)	123百万円 (18)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2)	75百万円 (18)
合 計	14名	198百万円

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含み、無報酬の取締役4名を除いております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、2018年6月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対して、在任時の株価変動報酬額2百万円を支給しております。
なお、株価変動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 当社は、2013年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

3 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・該当事項はありません。
- . 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役田中浩一は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社ホンダトレーディングの社外監査役を兼任しております。当社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社及び株式会社ホンダトレーディングとの間には特別な関係はありません。

八、当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

社外役員	取締役会（20回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 徳久 徹	20回	100%	－	－
取締役 田中 稔一	20回	100%	－	－
監査役 遠藤 修	19回	95%	13回	92%
監査役 田中 浩一	20回	100%	14回	100%

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役徳久 徹は、出席した取締役会においては、政府系金融機関の職員及び海外鉱山への投融資事業会社の経営者としての経験に基づく国際金融及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

取締役田中稔一は、出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役遠藤 修は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役田中浩一は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	244百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三井海洋開発株式会社の海外子会社及びBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では2020年3月26日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議いたしました。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
 - ロ. 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
 - ハ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 二. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
 - ロ. 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
 - ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。主要な子会社においては「リスク管理検討会議」を設置し、個社で自主リスクチェックを行い、その結果も踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行う。
- 二. 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- ロ. 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- ハ. 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制については、「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- ロ. 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- ハ. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- ニ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ホ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」他の社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。

- ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ニ. コンプライアンスについては、「グループコンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- ホ. 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- ヘ. 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- イ. 監査役職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- ロ. 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役職務の執行を補助する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- ロ. 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9 監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (イ)経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
 - (ロ)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
 - (ハ)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
 - (ニ)監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - (イ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

(ロ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。

(ハ)監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役会が要求した場合は、監査役職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。

ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2019年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

1 内部統制システム推進体制

イ. 当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、経営企画部担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。

2019年度において同委員会を4回開催し、リスク管理体制のほか従前の財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについて審議しております。同委員会の審議結果に基づく提言や報告を、適宜経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に行いました。

2 リスク管理体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。
重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」が定期的にモニタリングを行いました。
 - ロ. 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。主要な子会社においては、個社に設置した「リスク管理検討会議」にて個社で自主リスクチェックを行いました。特に当社決裁を要す案件に関しては、個社の自主リスクチェックの結果を踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行い、リスク管理を行いました。
 - ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ監査部が社内規程に基づき上記2ロ.の各社の自主リスクチェック実施状況を確認しました。また、この他にも年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。
- 二. 2018年度までの課題を踏まえ、「トータルリスク・内部統制委員会」の運営要領の見直しを行いました。また、当期第2四半期決算において業績予想の下方修正を行ったことを受け、社長直下の組織として「エンジニアリング事業管理室」を設置し、その要因となった既受注の発電土木プロジェクトのリスクの洗い出しと全体方針を策定し、プロジェクト部隊がリスクの収束に注力することで、これ以上の損失の食い止めを図っております。

3 コンプライアンス体制

- イ. 「グループコンプライアンス運営規程」に基づき2019年度において「グループコンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、全社横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、「グループコンプライアンス委員会」において、継続的に監視を徹底しております。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、当社新入社員のほか子会社の管専職及び営業担当者に対するコンプライアンス研修を実施しました。このほか、当社及び子会社の管専職に対するハラスメント及び海外コンプライアンスの研修会実施、また、その研修動画DVDをグループ内に配布するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

4 グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ. 2019年度においても「子会社リスク管理運営要領」に基づき、子会社において優先すべき重要なリスクの選定及びその重要なリスクについて適正な対応がなされているか当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	840,380
流動資産	515,827
現金及び預金	118,405
受取手形及び売掛金	282,368
商品及び製品	4,714
仕掛品	46,165
原材料及び貯蔵品	5,505
短期貸付金	9,593
その他	50,259
貸倒引当金	△1,185
固定資産	324,552
有形固定資産	159,559
建物及び構築物	27,017
機械装置及び運搬具	23,860
土地	90,261
リース資産	10,916
建設仮勘定	4,615
その他	2,887
無形固定資産	28,242
のれん	10,061
その他	18,180
投資その他の資産	136,751
投資有価証券	57,944
長期貸付金	41,037
退職給付に係る資産	6,499
繰延税金資産	14,219
その他	17,478
貸倒引当金	△427
資産合計	840,380

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	735,024
流動負債	581,756
支払手形及び買掛金	238,241
短期借入金	34,670
1年内返済予定の長期借入金	40,245
1年内償還予定の社債	5,000
リース債務	5,393
未払法人税等	7,803
前受金	83,983
保証工事引当金	11,389
受注工事損失引当金	98,505
修繕引当金	10,573
資産除去債務	10
その他	45,939
固定負債	153,267
社債	35,000
長期借入金	59,019
リース債務	7,789
繰延税金負債	1,569
退職給付に係る負債	11,685
役員退職慰労引当金	23
事業構造改革引当金	3,374
資産除去債務	1,794
再評価に係る繰延税金負債	17,030
その他	15,981
〔純資産の部〕	105,355
株主資本	39,469
資本金	44,384
資本剰余金	18,486
利益剰余金	△18,676
自己株式	△4,726
その他の包括利益累計額	24,907
その他有価証券評価差額金	△29
繰延ヘッジ損益	△10,275
土地再評価差額金	37,707
為替換算調整勘定	△1,814
退職給付に係る調整累計額	△680
新株予約権	175
非支配株主持分	40,802
負債及び純資産合計	840,380

▶ 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		786,477
売上原価		800,625
売上総損失		14,147
販売費及び一般管理費		47,931
営業損失		62,079
営業外収益		
受取利息	6,235	
受取配当金	816	
持分法による投資利益	2,273	
その他	1,553	10,878
営業外費用		
支払利息	3,143	
支払手数料	2,234	
為替差損	1,623	
デリバティブ評価損	805	
その他	1,450	9,257
経常損失		60,457
特別利益		
固定資産処分益	2,672	
投資有価証券売却益	4,890	
関係会社株式売却益	4,716	
関係会社清算益	509	
受取保険金	393	
受取補償金	214	13,397
特別損失		
固定資産処分損	361	
減損損失	1,045	
災害による損失	764	
投資有価証券売却損	735	
関係会社株式売却損	22,492	
投資有価証券評価損	725	
関係会社株式評価損	43	
事業構造改革費用	3,374	
退職給付制度一部終了損	265	
特別修繕費	16,690	46,500
税金等調整前当期純損失		93,559
法人税、住民税及び事業税	6,680	
法人税等調整額	△5,210	1,470
当期純損失		95,030
非支配株主に帰属する当期純損失		8,819
親会社株主に帰属する当期純損失		86,210

計算書類

▶ 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	342,330
流動資産	113,560
現金及び預金	38,162
受取手形	867
売掛金	1,515
原材料及び貯蔵品	19
前渡金	183
前払費用	6
短期貸付金	59,309
その他	13,869
貸倒引当金	△374
固定資産	228,769
有形固定資産	96,821
建物	10,089
構築物	3,171
機械及び装置	1,097
船舶	0
車両運搬具	0
工具器具備品	325
土地	81,121
リース資産	665
建設仮勘定	349
無形固定資産	650
特許権	7
ソフトウェア	582
その他	59
投資その他の資産	131,298
投資有価証券	2,830
関係会社株式	114,372
出資金	0
関係会社出資金	6,269
関係会社長期貸付金	4,210
破産更生債権等	1
長期前払費用	12
前払年金費用	1,867
繰延税金資産	635
その他	1,174
貸倒引当金	△77
資産合計	342,330

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	325,643
流動負債	100,690
支払手形	140
買掛金	322
短期借入金	33,560
1年内返済予定の長期借入金	22,758
1年内償還予定の社債	5,000
リース債務	139
未払金	5,270
未払費用	785
未払法人税等	5
前受金	71
預り金	32,488
賞与引当金	80
その他	69
固定負債	224,952
社債	35,000
長期借入金	37,732
リース債務	593
関係会社事業損失引当金	132,730
特別環境保全費用引当金	900
再評価に係る繰延税金負債	16,801
資産除去債務	756
その他	438
(純資産の部)	16,686
株主資本	△21,456
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	△79,269
その他利益剰余金	△79,269
固定資産圧縮積立金	442
繰越利益剰余金	△79,712
自己株式	△4,726
評価・換算差額等	37,967
その他有価証券評価差額金	93
繰延ヘッジ損益	△69
土地再評価差額金	37,944
新株予約権	175
負債及び純資産合計	342,330

▶ 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	10,655	
関係会社受取配当金	9,717	
その他の営業収益	2,448	22,820
営業費用		9,956
営業利益		12,864
営業外収益		
受取利息	545	
受取配当金	465	
その他	78	1,088
営業外費用		
支払利息	1,821	
社債利息	340	
支払手数料	2,234	
その他	379	4,776
経常利益		9,176
特別利益		
固定資産処分益	2,086	
投資有価証券売却益	4,891	
関係会社株式売却益	25,326	
固定資産受贈益	1	
受取保険金	325	
受取補償金	214	32,847
特別損失		
固定資産処分損	86	
減損損失	2,682	
災害による損失	346	
投資有価証券売却損	735	
関係会社株式売却損	626	
投資有価証券評価損	695	
関係会社株式評価損	2,170	
関係会社事業損失引当金繰入額	62,058	69,403
税引前当期純損失		27,379
法人税、住民税及び事業税	△2,654	
法人税等調整額	11,375	8,721
当期純損失		36,100

》 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田真	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田芳明	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社三井E&Sホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田真	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田芳明	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

但し、事業報告に記載のとおり、当社グループのエンジニアリング事業の海外プロジェクト案件において、工事コストの大幅な増加が連続し、多額の損失を計上したことに鑑み当社で策定した事業再生計画の実施進捗状況につき、引き続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役	平	岩	隆	弘	Ⓜ
常勤監査役	樋	口	浩	毅	Ⓜ
監査役	遠	藤	修		Ⓜ
監査役	田	中	浩	一	Ⓜ

(注) 監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(メモ欄)

(メモ欄)

■ 三井E&Sグループ統合レポートを発行

IIRCの開示フレーム・経産省の価値共創ガイダンスを参考に、SDGsやESG情報を含む企業価値に関わる情報を掲載しております。

詳細な内容は、当社ホームページからご覧いただくことができます。

HP <https://www.mes.co.jp/>

三井E&S 検索



■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。



買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。



■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」「タワーレコード」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ 「マクドナルド」手前右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- ⑤ 階段を上がったなら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡り、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡り、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、**午前9時15分**を予定しております。
 ※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

交通

JR線・銀座線「**新橋**」駅 —— 徒歩15分
 都営浅草線「**新橋**」駅

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線「**汐留**」駅 —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線「**築地市場**」駅 - **A1** 又は **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線「**築地**」駅 —— 築地本願寺方面改札 **1番** 又は **2番** 出口より徒歩12分



**三井E&Sホールディングス本社
 (浜離宮三井ビルディング)**



見やすく読みましがえにくい
 ユニバーサルデザインフォントを
 採用しています。

※新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、本総会における新型コロナウイルス感染症対策は2頁記載のとおりですので、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。また、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。やむなく会場や開始時刻が変更となるなど運営に変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mes.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。